



不妊・不育症治療費助成制度のご案内

伊豆市では、不妊・不育症治療をした人に対して、治療にかかった費用を助成します。

1. 対象となる治療

- ・一般不妊治療（タイミング法、排卵誘発法、薬物療法、人工授精等）
- ・特定不妊治療（体外受精、顕微授精）
- ・男性不妊治療
- ・不育治療
 - ※ 保険診療適用外も保険診療適用の自己負担分も補助の対象
 - ※ 文書料、個室料、交通費、駐車料は含めることができません。
 - ※ 治療のために必要な物品等は含めることができます。

2. 助成を受けられる人

- ・法律上、婚姻しているご夫婦
- ・申請日において、夫または妻が伊豆市内に住民登録があること
（同意書の同意に基づいて、住民であることの確認をさせていただきます）
- ・他の地方公共団体から補助を受けていないこと（静岡県の助成制度は除く）
- ・医療保険の被保険者または被扶養者であること

3. 助成の内容と申請期限

- ・1年度にかかった不妊治療や不育治療の費用の自己負担額から、高額療養費等を差し引いた額を助成します。1年度当たり、1夫婦上限10万円。通算して5年間（年度は連続する必要はありません）まで。

申請期限は令和5年3月31日です。

- ・夫婦の治療は合算できます。
- ・医療機関を合算できます。

申請には
期限が
あります

4. 申請時に必要な書類等

- 不妊・不育症治療費助成金支給申請書(様式第1号) ※伊豆市に住民登録のある人が申請してください。
- 不妊・不育症治療受診等証明書(様式第2号) ※医療機関に記入を依頼してください。
 - ・令和4年4月1日～令和5年3月31日までの治療費の証明となります。
 - ・院外処方による薬局徴収分は、薬局の領収書から本人負担額を転記してください。
- 伊豆市不妊・不育症治療費助成事業に関する同意書(様式3号)
- 戸籍謄本(全部事項証明書) ※法律上の婚姻をしている夫婦の証明として使用します。
 - ・本籍のある市町村で発行しています。伊豆市に本籍がある人は、市民課窓口または各支所で交付申請してください。(1通450円)
- 夫婦の保険証の写し ※医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者であることを確認します。
- 夫と妻のどちらか一方の住所が市外にある場合、市外の住所を証明する書類(住民票)
- 不妊・不育症治療を受けた医療機関発行の領収書の原本
 - ※医療機関の証明と合わせて、自己負担額の確認をさせていただきます。
- 県補助金を受けた方は、その額を確認できる書類
- 健康保険から不妊・不育症治療費にかかる高額療養費や付加給付を受ける場合は、その額がわかる書類
- 人工授精または不育症治療を受けた方は夫及び妻の所得額を証明する書類・・・同意書で閲覧
 - ・令和3年1月1日時点で伊豆市に住所がある人は、課税状況を閲覧させていただきます。
 - ・ただし、令和3年1月2日以降に転入した人は、令和3年度所得課税証明書を1月1日現在の住所地で取得し提出してください。(4～5月の申請は前々年所得、6月以降の申請は前年所得になります)

5. 提出先・問合せ先

伊豆市役所 子育て支援課 (修善寺生きいきプラザ 2階)

※平日 8:30～17:15

住所 伊豆市小立野 38-2

電話 0558-72-9850

* 注意事項

- ①治療を開始したらすぐに、**限度額適用認定証の申請**をしてください。
 - 保険適用の治療を受ける場合、事前に健康保険証の交付を受けている各保険組合等に限度額適用認定証の申請を行い、医療機関に提示して受診してください。(高額療養費制度の適用となった分は補助金交付の対象となりません)
- ②補助限度額に達したときや、治療が終了したときは、速やかに医療機関に治療証明書記載を依頼し、子育て支援課へ申請を行ってください。例年、年度末は大変込み合います。